明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令（一二九）　二
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（一三〇）　三
○検疫法施行令の一部を改正する政令（一三一）　三
〔省令〕
○鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（厚生労働六二）　四
○検疫法施行規則の一部を改正する省令（同六三）　四

## 本号で公布された法令のあらまし

**◇鳥インフルエンザ（H七N九）を指定感染症として定める等の政令**（政令第一二九号）（厚生労働省）

1　鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH七N九であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（H七N九）」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第八項の指定感染症として定めることとした。（第一条関係）

2　鳥インフルエンザ（H七N九）については、法第八条第一項、第一二条（第四項及び第五項を除く。）、第一三条、第一六条から第二五条まで、第三〇条、第三四条、第三五条（第四項を除く。）、第三六条第一項及び第二項、第三七条、第三八条（第七項を除く。）、第三九条第一項、第四〇条から第四四条まで、第五八条（第五号から第九号まで、第一一号、第一三号及び第一四号を除く。）、第六一条第二項及び第三項、第六三条の二、第六四条第一項、第六五条、第六五条の三並びに第六六条の規定を準用するとともに、所要の読替えをすることとした。（第二条関係）

3　2で準用する法の規定により都道府県等が処理する事務のうち、法定受託事務を規定することとした。（第三条関係）

4　地方自治法施行令の一部を改正することとした。（附則第三項関係）

5　この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行し、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失うこととした。

**◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一三〇号）（厚生労働省）

1　インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH七N九であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）に限る。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二三項の四種病原体等に指定することとした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

**◇検疫法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三一号）（厚生労働省）

1　検疫法第二条第三号の政令で定める感染症として鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであってその血清亜型がH七N九であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（H七N九）」という。）を定めることとした。（第一条関係）

2　鳥インフルエンザ（H七N九）の病原体の有無に関する検査の手数料を三、四五〇円と定めることとした。（別表第二関係）

3　この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。